

## 第4章 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法）

### 1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本市は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

#### ◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



#### ◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



#### ◇ 各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（平日日中の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（利用者支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



#### ◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（27年度から31年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることで、各事業の量の見込みを設定します。



#### ◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、私立幼稚園等を対象とする子ども・子育て支援新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

## 【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

図表43 家庭類型の分類方法

父親	母親		パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
	父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
母親不在		<b>タイプA</b>				
フルタイム (育休・介護休業中を含む)		<b>タイプB</b>	<b>タイプC</b>	<b>タイプC'</b>		<b>タイプD</b>
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120時間以上	<b>タイプC</b>	<b>タイプE</b>		<b>タイプE'</b>	
	64時間以上 120時間未満	<b>タイプC'</b>				
現在は就労していない 就労したことがない		<b>タイプD</b>				<b>タイプF</b>

図表44 家庭類型の分類結果（単位：人）

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	47	6.0%	47	6.0%
タイプB	フルタイム × フルタイム	181	23.2%	200	25.7%
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部)	193	24.8%	187	24.0%
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	83	10.7%	115	14.8%
タイプD	専業主婦(夫) 家庭	274	35.2%	228	29.3%
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間以上 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	無業 × 無業	1	0.1%	1	0.1%
ニーズ調査の回答者全体		779	100.0%	778	100.0%

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本市は下限時間を64時間と設定。

## (1) 教育・保育提供区域の設定

本市の教育・保育提供区域の設定に当たっては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育園利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、市全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

なお、放課後児童クラブ（学童保育）については、従来どおり、小学校区を基本単位として、必要な需給調整を図ります。

## (2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、平日日中の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

### ① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表45 平日日中の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上保育の必要なし	認定こども園及び幼稚園	認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）及び幼稚園で、教育標準時間（1日4時間程度）の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上保育の必要あり	認定こども園及び保育園	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満保育の必要あり	認定こども園及び保育園、地域型保育事業	認定こども園及び保育園で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間（1日11時間）までの利用に対応。両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間（1日8時間）までの利用に対応。地域型保育事業（定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、上記と同様の対応。

## ② 量の見込みと確保方策等

平日日中の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ②-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし。保育の必要ありで幼稚園希望を含む）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）、確認を受けない幼稚園（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、国の新制度への移行調査時点の市内幼稚園の在園児数（576人）に占める市内在住児童数（503人）の割合を、収容定員（839人）に乗じて算出したものを設定します（実際は、市外の幼稚園の通園児が幼稚園通園児全体の34%弱を占めていますが、確保方策としては、市内幼稚園での収容可能人数で設定）。

なお、公立幼稚園は新制度の特定教育・保育施設に移行し、私立幼稚園は、現行制度で運営される確認を受けない幼稚園、現行制度より新制度に移行した幼稚園・認定こども園として、幼稚園希望者の受け入れを図ります。

なお、平成29年度末までに私立幼稚園1園が認定こども園へ移行します。

図表46 1号認定（3歳以上保育の必要なし。2号認定教育ニーズを含む）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	742人	672人	628人	618人	623人
1号認定	608人	551人	515人	507人	511人
2号認定教育ニーズ （保育の必要ありで 幼稚園希望）	134人	121人	113人	111人	112人
確保方策	838人	944人	850人	860人	860人
特定教育・保育施設	105人	105人	220人	230人	230人
確認を受けない幼稚園	733人	839人	630人	630人	630人

### ②-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、既存の保育園が特定教育・保育施設に移行し、保育を必要とする児童の受け入れを図ります。

なお、平成30年度末までに私立保育園2園が認定こども園へ移行します。

図表47 2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	837人	759人	634人	624人	630人
確保方策	780人	770人	740人	713人	713人
特定教育・保育施設	780人	770人	740人	713人	713人
認可外保育施設	—	—	—	—	—

### ②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（保育園・認定こども園）、特定地域型保育事業（小規模保育等）、認可外保育施設（新制度に移行せず、現行制度で運営）による確保方策等を次のとおり設定します。

確保方策等は、0歳は、既存の保育園が特定教育・保育施設に移行し、保育を必要とする児童の受け入れを図ります。1・2歳は、既存の保育園のほか、特定地域型保育事業として、小規模保育を新たに整備し、保育を必要とする児童の受け入れを図ります。また、近年増加している途中入所児については、人員配置等で対応してまいります。

なお、平成30年度末までに私立保育園2園が認定こども園へ移行します。

図表48 3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	57人	55人	37人	36人	35人
確保方策	57人	57人	60人	52人	52人
特定教育・保育施設	57人	57人	60人	52人	52人
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—
認可外保育施設	—	—	—	—	—

（1・2歳）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（必要利用定員総数）	379人	390人	312人	304人	298人
確保方策	390人	367人	365人	340人	340人
特定教育・保育施設	348人	348人	365人	340人	340人
特定地域型保育事業	42人	19人	0人	0人	0人
認可外保育施設	—	—	—	—	—

### ③ 0～2歳児童の保育利用率

0～2歳児童の保育利用率は、平成25年4月1日現在で28.0%（0～2歳人口1,392人のうち、0～2歳の保育園在園児童390人）となっており、国から示された基本指針等に従って、計画期間における0～2歳児童の保育利用率を次のとおり定めます。

図表49 0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、%〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計児童人口（0～2歳）	1,282人	1,293人	1,257人	1,226人	1,199人
保育園在園児童数 （量の見込み）	436人	445人	431人	421人	412人
保育利用率	34.0%	34.4%	34.3%	34.3%	34.4%

### (3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

#### ① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

図表50 地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業(延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、4～6年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ(宿泊を伴う預かり)、トワイライトステイ(夕方から夜間の預かり)	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～5歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	3～5歳(幼稚園)
		保育園その他の場所での一時預かり	0～5歳
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、1～3年生
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5歳、1～3年生、4～6年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5歳、1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※12及び13の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

## ② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

### ②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

11 時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。確保方策等は、既存の保育園における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表51 時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	220 人	210 人	200 人	196 人	195 人
確保方策	220 人	210 人	200 人	196 人	195 人

## ②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策等は、平成 31 年度の量の見込みを踏まえて、平成 27 年度からニーズに合わせた受け入れ基盤の確保を図ります。

図表52 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	634 人	621 人	613 人	591 人	553 人
小学 1～3 年生(6～8 歳)	396 人	391 人	390 人	369 人	334 人
小学 4～6 年生(9～11 歳)	238 人	230 人	223 人	222 人	219 人
確保方策	560 人	560 人	560 人	570 人	570 人
小学 1～3 年生(6～8 歳)	347 人	344 人	342 人	351 人	348 人
小学 4～6 年生(9～11 歳)	213 人	216 人	218 人	219 人	222 人

## ②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

確保方策等は、2 歳未満は 1 施設、2 歳以上は 2 施設において対応します。

図表53 子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	14 人日				
確保方策	14 人日				

## ②-4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

確保方策等は、西地区、東地区の 2 か所の子育て支援センターでの確保を想定するが、施設 1 日当たり利用可能 30 組程度で、月 20 日、年 12 か月稼働と想定すると、最大受け入れ可能は 14,400 人回となり、平日のみでは量の見込みを 100%確保することは難しいため、土曜日や日曜日に開所を検討し、量の見込みの確保を図ります。

図表54 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）〈単位：人回/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	16,524 人回	16,666 人回	16,202 人回	15,803 人回	15,455 人回
確保方策	2 か所				

## ②-5 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

### ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

確保方策等は、市内幼稚園在園児の利用実績を踏まえると、既存の受け入れ体制で量の見込みの確保を図ります。

図表55 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	12,778 人日	11,580 人日	10,820 人日	10,659 人日	10,747 人日
1号認定による利用	162 人日	146 人日	137 人日	135 人日	136 人日
2号認定による利用	12,616 人日	11,434 人日	10,683 人日	10,524 人日	10,611 人日
確保方策	12,778 人日	11,580 人日	10,820 人日	10,659 人日	10,747 人日

### イ 保育園その他の場所での一時預かり（ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む）

確保方策等は、既存の保育園における受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表56 保育園その他の場所での一時預かり〈単位：人日/年〉

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2,936 人日	2,803 人日	2,672 人日	2,619 人日	2,601 人日
確保方策	2,936 人日	2,803 人日	2,672 人日	2,619 人日	2,601 人日
一時預かり事業	2,936 人日	2,803 人日	2,672 人日	2,619 人日	2,601 人日
子育て援助活動支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援事業	—	—	—	—	—

## ②-6 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

確保方策等は、平成26年度より事業を開始した神島田保育園で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表57 病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	628人日	598人日	569人日	558人日	554人日
確保方策	628人日	598人日	569人日	558人日	554人日
病児保育事業	628人日	598人日	569人日	558人日	554人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	—	—	—	—	—

## ②-7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

確保方策等は、既存の受け入れ体制で量の見込みのすべての確保を図ります。

図表58 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）〈単位：人日/年〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,389人日	1,357人日	1,333人日	1,296人日	1,227人日
確保方策	1,389人日	1,357人日	1,333人日	1,296人日	1,227人日

## ②-8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近場所で必要なときに支援が受けられる事業を行います。

確保方策等は、平成27年度より、最大3か所（西地区・東地区子育て支援センター、市役所）で基本型を実施します。また、平成29年度より総合保健福祉センターで母子保健型を実施しています。

図表59 利用者支援事業〈単位：か所〉

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所
確保方策	3か所	3か所	4か所	4か所	4か所

## ②-9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（赤ちゃん訪問員や助産師、保健師による訪問）での実施を図ります。

図表60 乳児家庭全戸訪問事業〈単位：人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		419人	406人	398人	388人	379人
確保方策	実施体制	23人	23人	23人	23人	23人
	実施機関	津島市	津島市	津島市	津島市	津島市
	委託団体	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等	主任児童委員等

## ②-10 養育支援訪問事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

確保方策等は、既存の体制（保健師等による訪問）での実施を図ります。

図表61 養育支援訪問事業〈単位：人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		246人	253人	257人	256人	254人
確保方策	実施体制	5人	5人	5人	5人	5人
	実施機関	津島市	津島市	津島市	津島市	津島市
	委託団体	—	—	—	—	—

## ②-11 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策等は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

図表62 妊婦健康診査〈単位：人〉

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		734人 (10,276回)	711人 (9,954回)	697人 (9,758回)	679人 (9,506回)	664人 (9,296回)
確保方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	医師会基準	医師会基準	医師会基準	医師会基準	医師会基準
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

※（ ）内は、公費負担回数14回を人数に乗じて算出

## 2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

本市は、幼稚園や保育園でこれまで培ってきた知識・技能を活かしつつ、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

質の高い教育・保育の一体的な提供に当たっては、現段階では、計画期間中に認定こども園へ移行する園は想定していませんが、保護者の就労の有無に関わらず地域の子どもや家庭が利用できる施設として、育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるよう、移行希望に応じて、認定こども園の整備を検討します。

また、幼稚園や保育園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

## 3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

## 4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

## 5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。